

「特定技能」人材採用と受入のご案内

- 3年間の技能実習経験者（技能実習2号修了者）
及び「日本語検定・技能検定合格者」の採用
- 期間限定雇用による経営効率化の実現について

一般社団法人 海外人材雇用支援機構

在留資格「特定技能」について

- ・日本国が人手不足で困っている分野（特定産業分野）で即戦力として就労可能で、「ある程度の技能」と「ある程度の日本語力」を持った外国人労働者

■特徴

- ・雇用条件・待遇は日本人同等レベル
- ・通算5年間（60ヶ月）の勤務が可能
- ・期間限定雇用（一時帰国）が可能
- ・受入人数枠の制限なし（介護と建設は除く）
- ・技能実習生が帰国せずに勤務継続ができる

■受入対象者

- ・3年間日本で勤務経験がある元技能実習生
- ・日本語で日常会話が可能
- ・専門知識やスキルを持っている技能測定試験合格者

特定産業分野	分野所管行政機関	従事する業務
1 介護	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注) 訪問系サービスは対象外 <p>[1試験区分]</p>
2 ピルクリーニング		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物内部の清掃 <p>[1試験区分]</p>
3 素形材産業		<ul style="list-style-type: none"> ・鋳造 ・金型プレス加工 ・工場板金 ・ダイカスト ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・溶接 ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 <p>[13試験区分]</p>
4 産業機械製造業	経産省	<ul style="list-style-type: none"> ・鋳造 ・塗装 ・仕上げ ・電気機器組立て ・溶接 ・機械検査 ・鉄工 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・電子機器組立て ・金属プレス加工 <p>[18試験区分]</p>
5 電気・電子情報関連産業		<ul style="list-style-type: none"> ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 <p>[13試験区分]</p>

特定産業分野	分野所管行政機関	従事する業務
6 建設	国交省	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠施工 ・土工 ・左官 ・屋根ふき ・コンクリート圧送 ・電気通信 ・トンネル推進工 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 <p>[11試験区分]</p>
7 造船・船用工業		<ul style="list-style-type: none"> ・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て <p>[6試験区分]</p>
8 自動車整備		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 <p>[1試験区分]</p>
9 航空		<ul style="list-style-type: none"> ・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務等） <p>[2試験区分]</p>
10 宿泊		<ul style="list-style-type: none"> ・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 <p>[1試験区分]</p>
11 農業	農水省	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等） <p>[2試験区分]</p>
12 漁業		<ul style="list-style-type: none"> ・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保藏、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫（獲）・処理、安全衛生の確保等） <p>[2試験区分]</p>
13 飲食料品製造業		<ul style="list-style-type: none"> ・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） <p>[1試験区分]</p>
14 外食業		<ul style="list-style-type: none"> ・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） <p>[1試験区分]</p>

「特定技能」人材の採用業務と登録支援業務の両面でサポートをいたします。

特定技能の特徴

1. 業務範囲が広い

- 技能実習は「指定された作業のみ」、特定技能は「業務全般」

2. 技能実習生の継続勤務が可能

- 在留期間満了3ヶ月前から移行手続が可能
- 帰国せずに継続勤務ができる

3. 通算5年の雇用

- 一時帰国もできるため、逃亡等のリスクが低い
- 期間限定雇用の場合、同じ外国人が復職するので教育コストが激減

4. 受入人数の制限がない

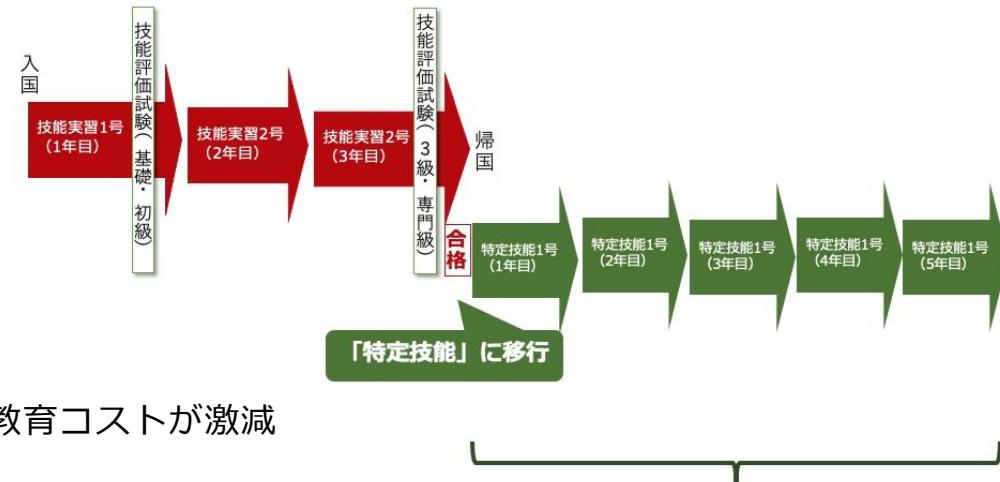
- 技能実習のような人数制限がない（建設・介護は除く）

5. 入国まで最短3ヶ月

- 在留資格審査が早く、経営計画を立てやすい

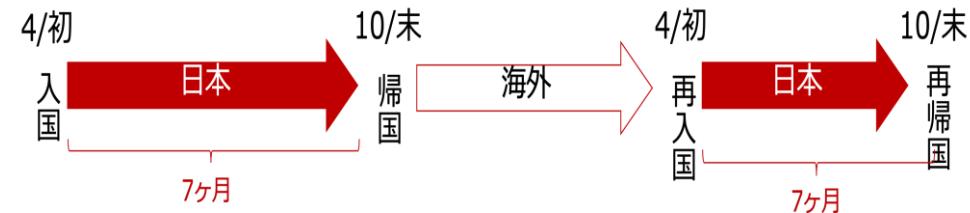
6. 帰国中の管理、再来日手続きを全て対応

- 帰国後の外国人の管理、再来日手続きは全て対応
- 家族や親族の問題で再来日できない場合、同じ国籍者を無料で紹介します。



追加で**5年間雇用可能**

4月～10月末で帰国。また4月に来日し勤務する場合



アストミルコーポの「特定技能」外国人の受入のメリット

1. 技能実習生よりもコストが低い

- トータルコストで技能実習生を受け入れるよりも費用が低くなります。

※次ページ参照

2. 事前に日本語能力を確認できる選考

- 貴社の雇用条件を理解し、日本語による自己紹介ビデオで事前に選考。
- 面接は通常と同様、オンラインで通訳を入れた厳選な選考を行います。

3. 外国人社員が全て対応します

- 入国後の手続や対応、職場でのコミュニケーションの相違や文化の違いによるトラブルは、全て同国の外国人社員が対応します。



技能実習とのコストの違い

通年勤務の場合

技能実習			特定技能		
	月額	年額		月額	年額
監理団体 管理費	¥30,000	¥360,000	登録支援費	¥19,800	¥237,600
送出機関 管理費	¥10,000	¥120,000			
給与 8時間/日、週休2日	¥170,000	¥2,040,000	給与 8時間/日、週休2日	¥180,000	¥2,160,000
社会保険料	¥17,000	¥204,000	社会保険料	¥18,000円	¥216,000
在留資格更新 手数料・取次料		¥50,000	在留資格更新 手数料・取次料		¥150,000
帰国渡航費積立金		¥20,000			
技能検定料		¥20,000			
1人当たりコスト	¥227,000	¥2,724,000	1人当たりコスト	¥217,800	¥2,613,600

特定技能が1人当たり年間約11万円コストダウンになります

技能実習とのコストの違い

8ヶ月勤務の場合 (例: 12月~3月に帰国)

技能実習 (帰国不可)			特定技能 (8ヶ月勤務)		
項目	月額	年額	項目	月額	年額
監理団体の管理費	¥30,000	¥360,000	登録支援費	¥19,800	¥158,400
送出機関の管理費	¥10,000	¥120,000			
給与 (地域最低賃金) 8時間/日、週休2日	¥170,000	¥2,040,000	給与 (日本人と同等) 8時間/日、週休2日	¥180,000	¥1,440,000
社会保険料	¥17,000	¥204,000	社会保険料	¥18,000円	¥144,000
在留資格更新 手数料・取次料		¥50,000	在留資格更新 手数料・取次料		¥150,000
帰国渡航費積立金		¥20,000	帰国航空券		¥100,000
技能検定料		¥20,000			
一人当たりの コスト	¥227,000	¥2,814,000	一人当たりの コスト	¥217,800	¥1,992,400

帰国航空券を支給しても、一人当たり**82** 万円/人年 コストダウンになる

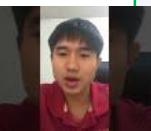
受け入れの流れ

貴社（受入機関）

1. 業務委託契約締結

候補者ビデオで絞り込み

雇用条件を承認した候補者ビデオを提供します。ビデオでは日本語能力を確認し、候補者を絞り込みます。



2. 雇用条件明示書作成

応募者情報の提供

3. 海外現地にて募集活動

5. オンライン面接



7. 在留資格申請手続

在留資格取得

8. 来日

6. ビザ取得資料作成

3ヶ月ごとの報告書作成

所属する業界の特定技能協議会に入会後、入社以降四半期ごとに受け入れ状況に係る届出書等の書類を最寄りの出入国在留管理局入管に提出します。

9. 報告書作成

技能実習2号修了者、及び在留資格取得条件を持つ人材の募集活動を実施

弊社海外パートナーに対し、貴社の雇用条件明示書を提供し、応募者を募ります。

登録支援機関

オンラインで候補者と面接
ビデオにて絞り込みをした候補者と直接、オンラインで通訳を交わした面接を行います。

在留資格認定証明書交付に関する資料回収

在留資格認定証明書交付に必要な書類（約50種類）の資料を準備・作成します。申請後1ヶ月程度で在留資格は交付されます。

来日前受入支援業務

来日前に事前ガイダンス、住居確保や生活オリエンテーション、公的手続等の準備を行い、来日後は受入計画書に則り実行します。



(※) 最寄の出入国管理局にご持参いただきます。

登録支援機関の支援内容

①事前ガイダンス

- ・雇用契約締結後，在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



1. 初期費用（初年度のみ）

¥ 250,000/人 (税込価格¥275,000/人)

当会員への下記サービスです。3年間有効です。

- ・採用代行手数料、面接設定、在留資格認定証明書申請手続など、来日までの手続に関する費用
※採用人数は2名以上

2. 登録支援業務委託費（勤務期間中）

19,800円/人月 (税込価格¥21,780/人月)

出入国在留管理庁より、在留資格「特定技能」取得者を雇用する企業に課せられた業務を、登録支援機関である弊社が、貴社より委託を受け下記の活動を受託させていただきます。

(1) 届出業務（定期：四半期ごと）

- ・受け入れ状況に係る届出書の作成
- ・支援実施状況に係る届出書の作成
- ・活動状況に係る届出書の作成
※提出については、企業側でご対応いただきます。

(2) 入国直後に実施する業務

- ・空港出迎
- ・生活オリエンテーション及び住民登録、金融機関での預金口座開設、携帯電話契約手続（※一部企業側での支援も依頼する場合があります）
- ・日本語学習に関する機会提供及びアドバイス
- ・母国語での相談、勤務者に対する母国語での注意・アドバイス業務
- ・電話による緊急時の電話及び対応業務

3. 2回目以降の在留資格認定証明書交付申請

150,000円/人・回 (税込価格¥165,000/人・回)

雇用者が一時帰国後に、在留資格申請に関わる書類準備の支援を行います。

最寄りの出入国在留管理庁に出向き、書類の提出のみ行っていただきます。

下記費用項目を含みます。

- ・雇用者への帰国前ガイダンス
- ・2回目以降の在留資格認定証明書申請書類の作成支援
- ・帰国期間中の雇用者の状況管理

・渡航費について

採用者の日本への渡航費（航空券：片道）については、原則本人負担としております。

ただし、個人で準備できない場合に関しては、給与から一定期間（2~3ヶ月）天引きをしていただくことをお願いするケースがあります。また帰国費用については、基本的に貴社負担をお勧めします。特に期間限定勤務の場合、円満な復職が実施できます。

・住居について

当初は法人契約にてご用意いただく事を前提としておりますが、もしご用意できない場合は、借上社宅としてご提供いただければと存じます。

また一人ずつのワンルームである必要はございません。2DKや3DK等で個室を確保できるのであれば、問題ないです。

住居費は、日本人社員と同様の金額もしくは補助をご提供ください。

・食費について

基本的に日本人社員と同様の待遇をご準備ください。

・携帯電話、インターネット等

携帯電話は個人契約で問題ございません。また当初はインターネットはWIFIで利用できる環境をご用意いただくことをお薦めします。本国の両親や親族との会話ができる環境を提供いただければ、本人達も安心します。

・自動車運転免許証について

母国で入国3ヶ月前までに取得した自動車運転免許証は、最寄りの運転免許試験場で切り替えをすることが可能です。
詳しくは運転免許試験場でご確認ください。

・周辺環境について

休日等に町中に出向く事が可能かどうかを事前に確認されます。その際、交通手段（バス・鉄道）や自転車等の貸与をご検討をお薦めします。

■ 資料内容

以下の資料を無料でご提供いたします。

- ◆【海外人材雇用支援機構】総合パンフレット
- ◆【SEAB】「特定技能(介護)」人材受入れのご案内
- ◆【SEAB】「特定技能」人材活用のご案内
- ◆【SEAB】インターンシップ & サマージョブ活用に関して
- ◆【SEAB】外国籍技術者採用について
- ◆【SEAB】日本語が堪能なサービス・オフィス職採用について



篠崎大司（しのざきだいし）

SEABアドバイザー（大分県担当）

株式会社篠研代表



資料請求先：<https://www.kanjifumi.jp/seab/>
右のQRコードからもお問い合わせできます。

